

#### 第 17 巻 第 4 号

#### 1994年3月

		-											-	
論	ì	記												
Criminal Trial by Jury, Double Jeopardy														
	and Possible Civil Action Carl F. Goodm わが国の大陸棚制度 (一) 水 上 千										nan	(426)		
	わカ	が国の大	陸棚制	刮度(	—)	• • • •	• • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	水	上	干	之	(1)
	中其	月アーモ - 西ヨ-	ンドの	り理論パ比較	形成	過程 研究	(二)			高	城	和	ří.	(43)
		<b>発私法に</b> - フラン					ひとし	ィてー		相	澤	吉		(73)
		泛死傷事 一管理・					中心と	:して		甲	斐	克		(115)
	ルネー	・・サヴ- 続・①	アチコ	この労	働契: 労働	約論 ii	こつい	て (=	_)	Ξ	井	正		(141)
		L二〇年 - 産業組						・とお)	レてー	_				(2.11)
						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				森	邊	成		(175)
		くにおけ こついて		野の		の住宅	ミの処			鈴	木	眞	次	(211)
	戦後	をドイツ - ケルセ	におり	する多	数決	論の歴	展開 (	二・完	) 	tra \				
	0	発展可	能性 -		•••••	•••••	• • • • • • •		J 1979	高	田		篤	(265)
	-	:学にお - シュッ	ツの戸	近論を	中心	VZ -	THE REAL PROPERTY.	味		鈴	木	玉	緒	(303)
	ドイコ	ツにお	ける政	文党国	學	功令		12		彼	谷		瑻	(323)
	香港	金法局	の変名	长返	道後	の動向	ij		13. M.	姜	Н			(351)
資		料		(*(		6.	5. (	)2						
	環境	をめぐ水質環	る法と	政治	の諸					/	alis -1-	Erri	411	(071)
	_	小貝界	見でし	L'OF		1			T. Market		斐 克			(3/1)
	オー	ストラ	リアの	連邦	制度	T. I	15-1	T. COLUMNIA TO THE PARTY OF THE	and the second		ャード川 富			(387)

#### 広島大学法学会

#### 資

## オーストラリアの連邦制度

小川富之訳リチャード・カレン

### 第一章 はじめに

遂げてきたといえる。

遂げてきたといえる。

はぼ一○○年にわたってずっと機能し続けているが、その長さほぼ一○○年にわたってずっと機能し続けているが、その長さ興味ある研究対象でもある。このオーストラリアの連邦制度は、

造という点から、次のようなことが指摘される。った古典的連邦制の憲法である。これに関しては、政治的な構オーストラリアの憲法は実に厳格なもので、それは型にはま

- が存在すること。 (中央と地方という) 二つのそれぞれ所定の権限を有する政府
- ことができないということ。・それぞれの政府がその権限で互いに他方を一方的に否定する
- ・どちらの政府もその権限において直接に人民に対応している
- ・地方政府が地理的に区分された独立の領域(それはさらに下位

いうこと。のレベルの小政府と同時に存在するものであるが)を占めていると

○年以上にわたってそれを運用する上での効果は、根本的に変更されてきた。たとえば、オーストリアでも多少類似する発展更されてきた。たとえば、オーストリアは、それとは異なり、最上級を遂げてきたが、オーストラリアは、それとは異なり、最上級の司法部であり憲法の審判者でもあるオーストラリア・ハイ・コート(連邦最高裁判所)の司法部としての働きというものが(必コート(連邦最高裁判所)の司法部としての働きというものが(必コート(連邦最高裁判所)の司法部としての働きというものが(必はしており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度く相違しており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度く相違しており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度く相違しており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度く相違しており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度く相違しており、このような大きな相違は西欧諸国の憲法制度の中に類例をみないものである。

本稿では、第二章で手短にブリティシュ・コモンウェルス諸本稿では、第二章で手短にブリティシュ・コモンウェルス諸島の連邦制度の発展について述べ、第三章でオーストラリアの連邦制度のの連邦制度の発展について述べ、第三章でオーストラリアの連邦制度のの連邦制度の発展について述べ、第三章でオーストラリアの連邦制度のではオーストラリアの連邦制度の発展について述べ、第三章でオーストラリアの連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えての連邦制度との比較を行いながら、議論をすすめたいと考えている。

# 連邦制度 第二章 ブリティシュ・コモンウェルス諸国の

連邦等は一九五八年に完全に分裂してしまった。 (を廃止し、また一九六二年までの動きをみてみると、西インド が衰退したり(たとえば、南アフリカ)、完全に絶滅したりした国 ような国の例である。一方、他の国々ではこのような連邦制度 カナダ、オーストラリア、インドおよびパキスタンなどはこの れば、これまで辛うじて存続しているというような国もある。 邦制度による政治体制を導入した。連邦制度が発展した国もあ ウェルス諸国は、植民地時代末期または独立に至る過程で、連 植民地時代に連邦制度による政治体制を導入してきた。 ラリア、ニュージーランドおよび南アフリカのような国々では、 て連邦制度による政治体制を導入していた。カナダ、オー ある。 イギリスでは他の植民地とは異なり大英帝国以前から一貫し パキスタン、 例えば、ニュージーランドでは一八七六年に連邦体制 インドおよびナイジェリアなどの他のコモン 西イン スト

ていた。政治機構としては単一国家のほうがより好ましい形態明らかに政治形態としては劣った制度であるという意見を持っリスで、帝国憲法学者の長老であった Dicey 等は、連邦制度はリスで、帝国憲法学者の長老であった Dicey 等は、連邦制度はイギリスは世界で最も積極的に連邦制度の導入を促進した国イギリスは世界で最も積極的に連邦制度の導入を促進した国

であるというわけである。

の審判者としての)を許すことになるということ。 (3)政治的プロセスにあまりにも広範に干渉しすぎるような強い司法部(憲法口で表を助長するという傾向があるということ。(3)連邦制度によっより弱いものとなる傾向があるということ。(2)連邦制度によっより弱いものとなる傾向があるということ。(3)連邦制度によったるものとなる傾向があるということ。(3)政治的プロセスにあまりにも広範に干渉しすぎるような強い司法部(憲法の上して、次イギリスが連邦制度を好まない理由の主たるものとして、次イギリスが連邦制度を好まない理由の主たるものとして、次の審判者としての)を許すことになるということ。

ではパン・ヨーロッパ協同体(EC)の内部で外見上は存在している。イギリス、とりわけ英き真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英き真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英き真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英き真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英さ真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英さ真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英さ真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英さ真剣に検討することを迫られている。イギリス、とりわけ英さにパン・ヨーロッパ協同体(EC)の内部で外見上は存在しているということであり、いま一つは、ウエストミンスター憲章以来の連邦化された権限の地方分権化に対して、連合王国の各領来の連邦化された権限の地方分権化に対して、連合王国の各領来の連邦化された権限の地方分権化に対して、連合王国の各領をに冷淡である。ウエストミンスター体勢に対してはまたである。ウエストミンスターを導入することである。ウエストミンスターを導入することである。ウエストミンスター体勢に対しては、ある意味がよいでは、たとえそれがいかなるものであろうとも断固としての対するという人々が存在している。

カナダ憲法として、 われているが、 されており、 するものではなく)カナダにその起源を有するものであると主張 れはカナダ自身のものであり(ウエストミンスター憲章に起源を有 カナダでは独自の憲法を一九八二年に「自ら制定した」が、 にはこれまでそれほど大きな変更がなされていないのである。 場合は、 ダの場合は、ほぼ一八六七年頃からであり、 いる。 ブリティシュ・コモンウェルスの国々の中でも、カナダやオ - ストラリアの連邦制度は最も長続きしてきた方である。 カナ 一九〇一年頃からのものであり、どちらの国も形式的 権利および自由の宣言を追加したものであるとい かつてのウエストミンスター憲章に基礎を置く 古い英領北アメリカ法の重要な特徴を残し オーストラリアの

は一九〇一年以来ほとんど変わっていない。れまでその形式的な構造はあまり変更されておらず、その表現る。その理由は、カナダの憲法よりは新しいものであるが、こる・その理由は、カナダの憲法よりは新しいものであるが、こ

## 第三章 オーストラリア連邦制度の経験

#### 雲

る。 トラリアにおけるヨーロッパ人の歴史を眺めるのが効果的であトラリアにおけるヨーロッパ人の歴史を眺めるのが効果的であ連邦制度になる以前の特徴をふりかえってみるには、オース

一六世紀以降、スペイン、オランダ、ポルトガルを中心とす

るヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてるヨーロッパの探検家たちが、それまで実在するとは思われてなったところが再び海中に沈み、オーストラリア・アボリジニーがその大陸にとり残された。キャプテンクックが航海中にあったところが再び海中に沈み、オーストラリア・アボリジニーがその大陸にとり残された。キャプテンクックが航海中にオーストラリアを発見したときに出くわしたのが、これらのアボリジニーたちであった。

では、キャプテン・クックによる発見後一〇年以上も経てからのは、キャプテン・クックによる発見後一〇年以上も経てからのなが爆発的に多く生じていた。一七七六年にアメリカ植民地を失い、囚人を送りこむための場所として利用することができなくなったため、オーストラリアが格好の代替地となった。一七八八年に、「ファースト・フリート(最初の艦隊)」と後に呼ばれるようになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州ジドニーに入港し、上陸を開始した。初期のヨーロッパの移住がれるようになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州ジドニーに入港し、上陸を開始した。初期のヨーロッパの移住がれるようになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州がれるようになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州がれるようになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州が大きになった船団が今のニュー・サウス・ウェールズ州が大きになった。四人たちやその看着たちの状況は概してひどいものであった。四人たちやその看着たちの状況は概してひどいものであった。四人たちやその看着たちの状況は概してひどいものであった。四人たちやその看着たちの状況は、カーストラリアの植民地である。

流刑社会に弾きだされたといったようなものであった。守たちの置かれた状況は等しく混乱と貧困で、できたばかりの

手に入り、すぐに羊毛業が確立し、順調な発展を遂げた。 をかったが、ここでは、すばらしい羊の放牧地が(非常に安価で)をかったが、ここでは、すばらしい羊の放牧地が(まの巻くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者たちが(その多くは連合王国までには解放囚人たちと自由移民者に対し、順調な発展を遂げた。

ーストラリア人」として意識していた。つれば、当時すでに個々の植民地の市民は自分たちのことを「オれ非常に繁栄していた。実際には政治的な意味での実体はなかれ非常に繁栄していた。実際には政治的な意味での実体はなか

を表しておかなければならないのは、この当時までに原住民 とであるアボリジニーたちは、保護者的な干渉ということからは およびもつかないくらい、ひどい扱いを受けていた。彼らの総 およびもつかないくらい、ひどい扱いを受けていた。彼らの総 とであるが、今でもオーストラリアでは、彼らは極度に原始的 とであるが、今でもオーストラリアでは、彼らは極度に原始的 とであるが、今でもオーストラリアでは、彼らは極度に原始的 とであるが、今でもオーストラリアでは、彼らの総 お状況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な状況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な知识のである。オーストラリアはこのよう な知识のである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な状況に置かれたままなのである。オーストラリアはこの総 な状況に置かれたままなのである。オーストラリアはこの総 な状況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。オーストラリアはこのよう な対況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう な状況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう な状況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう な状況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう ないまでは、彼らの総 な状況に置かれたままなのである。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまでは、彼らの総 ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはこのよう ないまする。カーストラリアはないないないのは、この当時までに原住民

あるという考え方には貴成することができず、このことから白あるという考え方には貴成することができず、このことから白また同じくこの頃までに、もう一つのオーストラリア自身の悪史的過ちが形成されてきた。それは反アジア感情というものである。皮肉にもこのような傾向が最もはっきりと出てくるのである。皮肉にもこのような傾向が最もはっきりと出てくるのであった。彼らは、階級という言葉によって自分たちの考えを示そうとした。彼らはオーストラリアにおいてイギリス考えを示そうとした。彼らはオーストラリアにおいてイギリス考えを示そうとした。彼らはオーストラリアにおいてイギリスのであった。彼らは、人は皆平等に造られているというを検性を表した。しかしながら彼らは、白人以外の者も白人と平等で主張した。しかしながら彼らは、白人以外の者も白人と平等で主張した。しかしながらは、自人以外の者もは、このことができず、このことから白また。

アジアの国からやってきている。 「白豪」主義であり、これは場所によっては一九六〇年代半ば「白豪」主義であり、これは場所に増大した。最近ではオーストラリアへのアジア系移民は劇的に増大した。最近ではオーストまで存続した。一九七五年のベトナム戦争終結以降、オーストまで存続した。一九七五年のベトナム戦争終結以降、オーストリアの利力の移民が阻止されることとなった。その結果が悪名高い人以外の移民が阻止されることとなった。その結果が悪名高い人以外の移民が阻止されることとなった。その結果が悪名高い

## オーストラリア憲法:その形式的構造

念した。

□ オーストラリアという国家、その連邦としての存在は憲法的な。ニュージーランドも当初は参加していたが、後に加盟を断りア、西オーストラリア、およびタスマニアの諸州のことでありア、西オーストラリア、およびタスマニアの諸州のことでありア、西オーストラリアという国家、その連邦としての存在は憲法的念した。

近の自己には、自分たちが他からの攻撃に対して非常にもいった。右に述べたように、連邦を形成する過程が進展する頃までには、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中ではまでには、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中ではまでには、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中ではまでには、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中ではまでには、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中ではまでは、オーストラリアは自国を近隣のアジア諸国の中には、方には、自分たちが他からの攻撃に対して非常にあるが、

植民地間の競争と、相互に差別的関税をかけた結果、一九世

の制度を許すには、互いの競争があまりにも激しすぎた。 の制度を許すには、互いの競争があまりにも激しすぎた。 には、必要な防衛策と通商問題は、新しく中央政府を作るストラリアでは三つの規格を使っており、ヴィクトリアでは、広軌のアイストラリアでは三つの規格を使っており、ヴィクトリアでは、広軌のアイストラリアがはが多れている。 隣り合う州で、同じ規格の線路を使っている植現われている。 隣り合う州で、同じ規格の線路を使っている植現われている。 隣り合う州で、同じ規格の線路を使っている植現われている。 隣り合う州で、同じ規格の線路を使っている植現かれている。 の制度を許すには、必要な防衛策と通商問題は、新しく中央政府を作ることによって初めてその処理が可能であるということが、広くの制度を許すには、互いの競争があまりにも激しすぎた。

の文たちの中には(建同の過程でそれに参加した建同のほたちがまった。また、限られた時間と資源の範囲の中で、(植民地とという地位に留まりつつ)新しい国家を形成するために、効果的な政治制度を確立するという目的を実現する、一九世紀的発想の産物でもあった。憲法制定者たちの中には、新しい仕組みとして州を形成するということについて懐疑的な者はほとんどいなかった。すなわち、かつての植民地が今日のような州になったとしても、自分たちは新しい秩序の中では指導的な立場にあり、新しい連邦政府はたとえそれが強固なものであったとしても、自分たちは新しい秩序の中では指導的な立場にあり、新しい連邦政府はたとえそれが強固なものであったとしても、自分たちのたとは新しい秩序の中では指導的な立場にあり、新しい連邦政府はたとえそれが強固なものであったとしても、自分たちの中には(建国の過程でそれに参加した建国の母たちがました。

加担していった。 加担していった。彼は、政府を作る過程で、州の衰退にったにもかかわらず、他のものにも増してとりわけ州が衰退すったにもかかわらず、他のものにも増してとりわけ州が衰退すのアルフレッド・ダーキンは、憲法がまだ起草される段階であることを予想していた。オーストラリアの第二代首相もっと代記録に残っていないとしても、それは驚くにはあたらないが)、

生まれたものであり、その両要素を合わせ持っている。スあるいはウエストミンスター体勢の政府との不幸な結婚からみる必要がある。オーストラリア憲法は、合衆国憲法とイギリ解するためには、オーストラリア憲法の基本構造を少し探って解するためには、オーストラリア憲法の基本構造を少し探っているような州の衰退とそれを促進していったメカニズムを理

憲法原理を一つの文書に取入れるという不幸な結婚の産物の一 このような憲法の破綻は、ある意味では、合衆国とイギリスの 改正するという考えに対しては、これまで賛成していなかった。 守派の政党は、一九七五年危機の再発を防止するために憲法を絶していた。このような総督の権限行使により利益を受ける保 っである。つまり、(合衆国の)連邦制度は、 いう内閣の要望を、上院では承認していたが、下院はそれを拒 をもう少し詳しく説明すると、一時借入金を長期公債化すると 使されたことのない権限を行使したわけである。この時の事情 るという事件が発生したのである。総督は、それまで一度も行 しなかった。その時の総督が、これを理由として首相を解任す である。 には総選挙が必要とされていたが、当時の首相は総選挙を実施 の当時、国会の上・下院の間に不均衡が生じ、その解消のため る)衆議院の多数政党の党首に対し、内閣を作ることを求めるの 約にしたがって、総督によって連邦の政府が「形成」されると いう点であり、これによって、総選挙の後、総督は、(下院であ なる。重要なのは、責任内閣制ということから引き出された協(5) る れば、総督には、協定(コンベンション)によって支配されて 全く形式的なものであるが) 憲法に規定されているものもあるが、 (オーストラリア憲法法に組み込まれている)帝国憲法の理論によ このような破綻の引き金となったのである。(タン)国の元首の権限が特定されていないというイギリスの特国の元首の権限が特定されていないというイギリスの特 ;, ある一定の不文法により権限の行使が残されていることに 一九七五年に、大きな紛争となった事件があった。こ 両院の衝突を引き起

あと二、三、オーストラリア憲法で注目すべき特質をあげる必要性がある。一つは、ハイ・コート(前述)が、連邦政府というだたということである。この裁判所は、単に憲法裁判所というだけでなく、あらゆる民事、刑事の事件をも一般的に上級審として審理する裁判所でもある。

憲法によると、連邦政府の権限は限定されており特に第五一条ではっきりと規定されているが、州の権限については規定がない。州は、植民地がかつて有していた、法一般を制定する権ない。州は、植民地がかつて有していた、法一般を制定する権限を保持している。連邦政府の権限の多くは州と併存するものであり、それらは州によっても行使され得るものである。その理由は、憲法第五一条に規定された権限を除く残りのものについては、その州の管轄権の及ぶ範囲で州に一般的立法権が与えられているからである。憲法理論上は、一般に中央政府よりもいっては、その州の管轄権の及ぶ範囲で州に一般的立法権が与えられているからである。憲法理論上は、一般に中央政府よりも地方政府に有利なように扱うという原則が広く認められている。

けであった。 けであった。 は、正式に憲法を改正する。 に従うと、憲法の改正は非常に困難である。 一九〇一年の連邦に従うと、憲法の改正は非常に困難である。 一九〇一年の連邦に従うと、憲法の改正は非常に困難である。 で規定されている方法でき規定している。 しかしながら、ここで規定されている方法できた。 憲法の第一二八条は、正式に憲法を改正する場合の手続きに

利の章典又は権利の宣言にあたる明文の規定が存在していない、注目すべき点として、最後に、オーストラリア憲法には、権

・ ということがあげられる。 (32)

### オーストラリア憲法の変遷

はあったが、常に似通った生活水準を享受してきた。カナダは、紀を通じてカナダのほうがオーストラリアより比較的高水準で また、イギリスの伝統の重要な部分を受継いでいる。これら、 人)、広い国土を有しており(一千万平方キロメートル以上)、今世 さえも、僅か五五パーセント程度である。 州は、その収入の六七パーセントまで連邦政府に依存している 政的および政治的に自立している。例えば、オーストラリアの 好の対象といえる。カナダの地方政府の形態は、プロビンス(州) もろもろの理由から、カナダは、オーストラリアとの比較の格 オーストラリアと最も類似する連邦国家はカナダである。オ -ストラリアと同様カナダの人口は比較的少なく(約二七〇〇万 カナダでは、最も依存度の高いニュー・ファンドランドで 今日では、オーストラリアの州をはるかに凌いで、財

よび有価証券の実質的なコントロールを行ってきた。ところが、 管理・運営に重要な役割を担っており、全国を通じて、法人お カナダではこのようなオーストラリアの例に匹敵するものはな している。また、連邦は、州境を越えての道路輸送システムの 紅済的にあまり重要でない海域であると認定された場合に初め 配されているかを検討する。オーストラリアでは、州にとって ている。つづいて、この両国で沿岸の石油資源がどのように分 く、プロビンスが、これらの領域の全てにわたって権限を有し オーストラリアでは、現在連邦が熱心に高等教育制度を推進

> 岸からの直接歳入の一○○パーセントまで得ることが認められ終的な管理・運営権を留保し、プロビンスに対して無制限で沿 油および天然ガスから、連邦政府の直接歳入の九五パーセント 以上を得ている。カナダでは、プロビンス・レベルで沿岸の最 て連邦が最終的に全ての権限を保有することになり、 沿岸の一

全く中身の薄いものであることがわかる。 ビンスと比較してみると、オーストラリアの州は政府としては 例をあげればきりがないが、紙面の関係でこの程度にとど 右に挙げたことからも十分明らかであるが、カナダのプロ

的な変更を加えるという試みについては、これまで幾度となく ことであった。第一二八条のメカニズムを通じて、憲法に実質 府の協調および連邦の歳出権限の三つである。 の鍵となる要素がある。オーストラリアのハイ・コー オーストラリアが今日に至ったのであろうか。そこには、三つ 選挙民は反対してきた。それでは、どのようにして私たちの国 ある憲法が出来上がるのも、やっと一九〇一年になってからの すでによく知られているように、連邦の権限を示した文書で ٢

な傾向は Engineer 事件として広く引用されている一九二〇年も)著しく異なるということを指摘していた。しかし、このよう ○年間、ハイ・コートは、各州の利害が(完全にではないけれど の事件によって完全に変更された。この事件で裁判所は、初期 のような、 ハイ・コート(連邦最高裁判所) 州の利害が異なるという考え方を、 連邦が形成されて最初の二 慎重にではある

外交に関する権限などを大いに拡大させていった。 大したことはなかったが)および、おそらく最も顕著なものとして 憲法第五一条の連邦の権限に関する条項、つまり税金に関する 方向で、憲法の解釈の枠を拡げていった。例えば、裁判所は、 この時を境として、裁判所は、徐々に連邦政府に非常に有利な ことに対して、明らかに好意的な憲法解釈のモデルを採用した。 がはっきりと変更した。裁判所は、中央政府の権限を拡大する 法人に関する権限、通商に関する権限(この権限はあまり

邦の度越系項の解釈を行なってきた。 してでも連邦法に最大限可能な効力を与えるという目的で、 九条の連邦の優越条項を用いて、併存する連邦法の扱う分野ま かったということがあげられる。裁判所は、前に述べた第一〇がその権限を行使するようになるまでに、かなり長い期間がか たは「領域」に侵入してきた多くの州法を打ち負かしてきた。 のような権限の拡大に関して、唯一驚くべき点として、裁判所 連する権限について同じようなことをしているようである。こ に与えたということがある。現在、裁判所は、連邦の産業に関 及ぼすような州の資源の開発に対し規制を加える権限を、 れに比して、例えば、カナダの最高裁判所は、 特に、その後に拡大されたものとして、環境に大きな影響を 州法を犠牲に 連邦

に不可能な、 政府間の協力 連邦および州のレベルで、 総合的な商品市場制度というものが、政府相互の 政府相互の協力ということもまた重要なもの されてきた。 オーストラリアの新しい統一的 単独での制度化は根本的

> 存在している。 物といえる部分がかなりある。このような例は、ほかにも多く な法人および有価証券の規制制度は、この政府相互の協力の産

が商品に対して課税することを事実上禁止するものであると判が可いたが、は一差労争なもりであるが否かにかかわらず、州 条項 (九〇条) は、差別的なものであるか否かにかかわらず、 防ぐという目的で作られたものであった。ハイ・コートは、 運び込まれる商品に対して州が差別的な輸入税をかけることを は、海外からの輸入品への課税を禁じたり、 の解釈は、かなり議論のあるところである。 実上これを不可能なものとしているのである。ハイ・コートにを保有しているが、連邦による所得税に関する制度の運用が事 よる憲法第九○条の解釈の拡張により、州は商品に対して税金 判断を下したのである。州は、所得税を徴収する憲法上の権限 的な権限行使として連邦の所得税に関する権限を認めるという First Uniform Tax 事件で、この制度の正当性を承認した。た (%) した制度を、ハイ・コートが承認した結果である。裁判所は、 (売上税)を課することを完全に否定されている。この第九〇条 の制度は、 所得税を独占するために、連邦政府が第二次世界大戦中に創設 補強されている。所得税に関する優越性は、戦争の遂行目的で 所得税および売上税に対する連邦のほぼ完全な優越性によって の増大する歳入の特別なコントロールから生じるものであり、 の権限行使についてながめてみる。この権限の広範さは、連邦 連邦の財政支出に関する権限 最後に、連邦による財政支出 単に戦時中の目的に限定されるものではなく、 もともとこの規定 州の境界を越えて 一般 2

示 し た。 88

の発行についての最終的な決定権を失った。 一九二九年に憲法が正式に改正された結果、州政府は、州債

### 第四章 おわりに

を示している。のオーストラリアは、国家としては一九〇一年とは明確な違いのオーストラリアは、国家としては一九〇一年とは明確な違い

微を有していた。この特徴は、これまでにも増してさらに多様の年代以前から、既にオーストラリアは多文化国家としての特別が変化しているが、これについては既に述べた通りである。現在採用している移民政策の結果として、人口きたといえる。現在採用している移民政策の結果として、人口きたといえる。現在採用している移民政策の結果として、人口きたというる。現在採用しているを民政策の結果として、人口きたというる。現在採用しているを民政策の結果として、人口も対象がである。ま際のとは非常に異なった国になっているということである。実際のとは非常に異なった国になっているというにあります。

いたが、その有害な威力というものは大部分消滅した。いたが、その有害な威力というものは大部分消滅した。いたが、その有害な威力というものは大部分消滅した。いたが、その有害な威力というものであった。カーストラリーとあったが、今日のオーストラリアが向かっているアジアの一もあったが、今日のオーストラリアが向かっているアジアの一もあったが、今日のオーストラリアが向かっているアジアの一もあったが、今日のオーストラリアが向かった。オーストラリーとなる過程を着実に押し進めるものであった。オーストラリーとなる過程を着実に押し進めるものであった。出来を表し、批判を民のという。とのような変化の中で、幾分か摩擦や緊張が生じれたが、その有害な威力というものは大部分消滅した。いたが、その有害な威力というものは大部分消滅した。

状態であった。
って、あまりかんばしくなかった。特に一九八○年代はひどいって、あまりかんばしくなかった。特に一九八○年代はひどいた。オーストラリアの政治・経済は、過去二○年間以上にわたもう一つの重大な変化は、国の政治・経済の領域で生じてき

今日のオーストラリアの経済状況の悪化を示すものとしては、 イ数の、高い生活水準を満喫していた。ほぼ同じ時期、アルゼ 一九七〇年代初頭に戦後景気が終わりを告げてから、かなりひ 一九七〇年代初頭に戦後景気が終わりを告げてから、かなりひ とい経済の低迷状態となった。最近行われた、西欧の主要一三 がら二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ 後から二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ をから二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ をから二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ をから二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ をから二番目にランクされ、現在大きな問題を抱えているスウ といるには、この国は世界でも

ま質賃金の低下、金利の急騰、比較的高いインフレ率、大規模をしかも増大しつつある財政赤字(調査が行われた一三ヵ国中最低であった)、低い経済成長率およびひどく不安定な通貨などが挙げられる。さらに、現在、失業率が再び上昇してきている。このような経済的困難は世界中の国々が経験しているものではあるが、当然オーストラリアはこれに対する備えをしてはいなかった。他の国々との比較調査から、オーストラリアは、他の類のはする国々よりも経済的困難の程度がひどく、実際ここ一〇年といかも増大しつつある財政赤字(調査が行われた一三ヵ国中最低なしかる場合という。

ブロックを形成しつつあるが、オーストラリアはこれらのブロ格は大幅に下落した。今日では、主要な通商グループは独自の ックのいずれにも属していない。これが世界の新しい経済状況 とが不可能な場合が多かった。天然資源および農産物の輸出価 内マーケットで外国、特にアジアの国々の製造業と競争するこ え関税障壁を設けたとしても、オーストラリアの製造業は、 のために費やされた。結局ホリデーは終わってしまった。 科学調査・研究の発展および教育部門の充実といった基盤整備 のわずかではあったが、輸出産業の成功により得られた利益は、 れ、合理化に取組むことなく、安穏としていた。さらに、 ていた。同時に、自国の製造業は、高い関税の壁によって守ら や再建途上にある国々に輸出することで、かなりの利益をあげ オーストラリアは農産物や天然資源を、食料の不足している国々 これには多くの複雑な要因が存在する。戦後の好況の中で、 **先に述べた調査にこの影響がはっきりと現われて** たと ほん 玉

る。(8)、ここ一〇数年間をみても同じようなことが言えるのであおり、ここ一〇数年間をみても同じようなことが言えるのであ

性にふれる人はほとんどいなかったということである。 リアの亀裂の入った政治構造と、それによってもたらされるオ たということは、驚くべきことである。すなわち、 このような点について、これまでほとんど認識されてこなかっ な政治構造に内在する欠陥については既に述べたとおりである。 な形で現われているということである。また、この国の根本的 リアが抱えて があるというわけではない。指摘したいのは、今日オーストラ 何の変更も生じていない。政治的再編に何らかの魔法の解決策 ラリアはどうすればいいのか、という議論が多く行われている。 -ストラリアの継続・増大する政治・経済ノイローゼとの関連 か この新しい世界の経済状況に何とか対処するためにオースト し、今のところは、国の基本的な政治構造には、 いる困難は、 かつて経験したことのないほど明確 オーストラ ほとんど

二つの対応はいずれも間違っているように思われる。前者の許ら点について、多くの人々が、連邦制度が崩壊していると指摘り点について、多くの人々が、連邦制度が崩壊していると指摘りであるが、二つのレベルの政府の存在をどのようにするかとい論があり、二つのレベルの政府の存在をどのようにするかといいれて、多くの人々が、連邦制度が崩壊していると指摘があり、二つのレベルの政府の存在をどのようにするかという議論があり、二つのレベルの政府の存在をどのようにするかという議論があり、二つのレベルの政府の存在をどのようにするかという議論があり、二つの対応はいずれも間違っているように思われる。前者の許ら点でした。

実験は失敗であったという点には賛同できる。しかし、その教 断は正しいと思う。つまり、オーストラリアの古典的連邦制の 時的な中央集権化から生じる事柄は、必ずしもコントロー 全さの当然の報いにすぎないということである。このような一 ベルの政府というものは、柔軟性のない十九世紀型憲法の不完 トによる連邦と州との力関係の大規模な変更、および二つのレ 済手段には全く反対である。本稿で述べたいのは、ハイ・コー ものであり、少なくともこれまで約七○年間にわたって、寛大 67 きかないわけでもないし、歓迎されざるものというわけでもな いる。 当然のことながら、現行憲法は、今日、根本的な亀裂を呈して うことからも、この国の傾向を伺い知ることができる。 アの現象に対して何ら重大な社会的抗議が存在しなかったとい に扱われてきたわけである。この時期を通じて、オーストラリ うな考えは、あまり望ましいものとは言えない。 むしろ、 結局のところ、 この程度の変化は、広い意味では歓迎されるべき かつての制度を求めてそれを擁護するよ また、 ルが

という船は、その中に、進路を変えるために必要な(そして費用ネルギーが必要とされる。中央の権限拡大にもかかわらず、州際に直面する現実の生活状況に適合させるためには、多大な工大な範囲の権限を享有しているけれども、この権限を行使する権化の結果、連邦政府は歴史上経験したことがないくらい、広東でに直面する現実の生活状況に適合させるためには、多大な工権での結果、連邦政府は歴史上経験したことがないくらい、広東護にも反対である。中央集権により何がもたらされるかを考維護にも反対である。中央集権方式に

といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持している。最後に控えているレベルで扱うべきものであるが、来であればもっと分散し、地方レベルで扱うべきものであるが、来であればもっと分散し、地方レベルで扱うべきものであるが、来であればもっと分散し、地方レベルで扱うべきものであるが、来であればもっと分散し、地方レベルで扱うべきものであるが、来であればもっと分散し、地方レベルを設定とがいる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。これら三つの階層の政府を維持していくには、余分といえる。

な費用がかかるという点には、注意しておく必要がある。 モデルの採用はもっともな事であり、実際的な選択であった。 を廃止すべきであるという意味ではない。しかし、 しかし、二一世紀を迎えようとする今日、オーストラリアは、 政府をより制限する連邦制を達成すること、および、少なくと 世紀に向けた連邦制を考案する必要性がある。このためには、 リアがもし連邦制の構造を維持しようとするのであれば、二一 一つの政治的統一体となるべきである。これは、完全に連邦制 営するために十分でかつ、明確な経済的権限を持った中央政府 外の問題に対し、 進めるという二つの点が鍵となるであろう。そのためには、国 も政府の幾つかの重要な局面で、本当の意味での地方分権化を を作ることが必要とされる。これらのことは、避けて通ること 一九〇一年のオーストラリアにとっては、古典的な連邦制の より効果的に対応し、また、国内の経済を運 オーストラ

いずれも重大な欠点を有しているのである。 成する上で、憲法変遷の容認や、かつての古い形態への回帰は、ができない問題である。オーストラリアの将来の政治構造を形ができない問題である。

- (1) オーストラリアでは、一九二○年の憲法改正によって、重要(1) オーストラリアでは、一九二○年の憲法改正によって、憲法に規定するにを生じさせるには、連邦の下院議員の半数憲法に何らかの変化を生じさせるには、連邦の下院議員の半数な)ある特定の立法事項を扱う法案を可決することによって、重要(1) オーストラリアでは、一九二○年の憲法改正によって、重要(1) オーストラリアでは、一九二○年の憲法改正によって、重要(1) オーストラリアでは、一九二○年の憲法改正によって、重要(1)
- (\(\pi\)) Richard Cullen, Federalism in Action: The Australian and Canadian Offshore Disputes, Fedelation Press, Sydney, 1990, 199.
- (\infty) A. V. Dicey, Introduction to the Study of the Law of the Constitution (9th edition with Introduction by E. C. S. Wade), Macmillan, London, 1939, 171-175.
- ことを真似したようである。 Goebbels だったようである。Churchill がGoebbels の言ったらebbels だったようである。Churchill ではなくて Joseph (4) おもしろいことに、この言葉を最初に作った、あるいは少な
- 5) John Lloid, "Britishness is not enough", The Financial Times, October 1, 1990, 42. これは、連合王国の連邦化というちょか、 こりわけスコットランドで強くなっているということに焦点をあてている。
- 6 カータ電法の発展に関しては、Peter W. Hogg, Constitutional

Law of Canada (2nd ed), Carswell, Toronto, 1985, 5 and 831-894.

- (7) The Commonwealth of Australia Constitution Act 1900 (UK), 63 & 64 Victoria, chapter 12 (the covering Act). これは、ウエストミンスターにおける議会制定法であり、一九〇一年から発効している。この法律によりオーストラリアは連邦国家として設立された。オーストラリア憲法は、一二八条から構成されており、ここで言及している第九条のような一般条項を含んでいる。本稿でオーストラリア憲法という場合は、この一般条項である第九条の本文を意味する。
- は、単一の国家よりなる世界で唯一つの大陸である。ろ一般には大陸であるとみなされている。このオーストラリアろ一般には大陸と等しい)の広さがあり、島というよりもむしョーロッパ大陸と等しい)の広さがあり、島というよりもむし
- の主要輸出産業であった。石炭の輸出が今日その地位を奪っての主要輸出産業であった。石炭の輸出が今日その地位を奪っての主要輸出産業であった。石炭の輸出が今日その地位を奪ってり) このウール産業は繁栄を続けている。実際、現在でも世界でり) このウール産業は繁栄を続けている。実際、現在でも世界で
- (コ) H. S. Albinski, Canadian and Australian Politics in Comparative Perspective, Oxford Press, New York, 1973, 8 and 61.
- 12) 詳しくは、Richard Cullen, Cas, Note: Mabo's Cisse (1990)

- 対象としてはいなかった。しかし、この問題に関しては、オ 20 University of Western Australia Law Review 190. 終監。 性および女性)選挙制度を導入したものの一つであった。 ストラリアの成績はかなり良い。南オーストラリア植民地は、 二〇世紀になるかなり以前に、世界で初めて普通(すなわち男 驚くにはあたらないが、この平等主義運動は、最初は女性を
- にかなりの数の中国人が主に中国南部から移民してきており、 すというようなことはなかった。 だお金を国に送金するのが目的であり、定住したり子孫を増や 金鉱で働いていた。この中国人はたいてい男性で、働いて稼 これらの政策が確立される頃までに、オーストラリアには既
- 在している。しかし、アジアの国々の生活水準および教育レベ れと関連する東南アジアの紛争のために発生した難民であった。 金を持っている者は、本質的には入国する権利を買うわけであ でやってくる者もいる。オーストラリアに持参できる十分なお だんと増加してきている。ほかには、「経営者移民」プログラム まれている技術者枠で資格を与えられた純粋な労働移民がだん ルの急激な向上の結果、オーストラリアの移民プログラムに含 今日でもそのような傾向がいくらかあり、家族との再会枠も存 最初、これらの移住者たちの多くは第二次世界大戦およびそ 最終的にはパスポートを手に入れることができるのであ
- 万人である。 一九九一年現在のオーストラリアの人口はおおよそ一七五〇
- オーストラリアの州都を結ぶ鉄道の基準が最終的に統一され

- たのは、一九六〇年代になってからのことである。
- のこと。 憲法の法的特徴および位置付けについては、注(7)を参照
- タイトルからこのように呼ばれる)とフェデラル政府の二つの トミンスター会議で制定された連邦形成法(注(7)参照)の 用いている。 呼び方で知られている。本稿ではこの二つの呼び方のいずれも オーストラリアの中央政府は、コモンウェルス政府(ウエス
- $\widehat{20}$ オーストラリア全土を通じて、選挙年令は一八歳である。
- スマニア州だけがこの利点の恩恵を受けている。 ぞれ五議席という最低議席数が定められている。最近では、タ 州の人口がどんなに減少しても、連邦形成時の各州にはそれ
- 指定することになっている。もしCの選挙民が全員Bを指定し た選挙民は「第二順位」の候補者としてAまたはBの何れかを ことになる。優先順位付き投票の制度では、候補者Cに投票し 得票率がそれぞれ四○パーセント、三一パーセントおよび二九 なり当選することになる。 ていれば、最終的にはBが六○パーセントの得票を得たことに パーセントであれば、イギリスの制度では候補者Aが当選する すなわち、A、B、Cの三人の候補者がいた場合に、各自の
- 三世の治世)にその起源があるのである。実は、責任内閣制度 ギリスの制度の模倣であり、イギリスの歴史の初期(ジョージ たものではないと考えられがちである。しかしこれはむしろイ の理論およびその実践がおおいに発展するのは、執行権の分離 アメリカ合衆国の権力分立制度はイギリスの制度から作られ

因となっているのである。すなわち、ジョージ三世の大失敗で、 一七七六年にアメリカ植民地を失ったことがその原因となって という連合王国の一つの実に不幸な経験に対する反動がその要

Institute Journal 1166. 参照。 Richard Cullen, The Republic of Australia (1988) 62 Law このようなオーストラリアの特異な立憲君主制については、

いるのである。

- う規範的慣例ということになる。 には強制力のないものである。それは、通常多くの者が従 イギリスに基礎を置くオーストラリア憲法理論上、法律的 協定(コンベンション)というのは、不文の憲法慣例で、
- Book Company, Sydney, 1985, 135ff. 参監。 Australian Federal Constitutional Law, (3rd ed) Law この政治的危機についての詳細は、Colin Howard
- 改造内閣の信任を拒絶する議決を上院が行なった。しばら <紛糾したが、内閣は原則通り総辞職し、総選挙が行なわ 挙により選出される)上院の信任も受けなければならない ということである。一九八〇年に、ベルギーでは、Martens 用されている原則は、下院に形成される内閣は(一部は選 文化したものであるといわれている)。ベルギ ギリスの議会制度をかなりの部分取り入れていた。(実際) ベルギー憲法は、不文法であるイギリス憲法の大部分を明 いる。一八三一年のベルギー憲法は、その起草段階で、イには、上院の権限に関して、関連するある特性が存在して ベルギーとオーストラリアのそれぞれの憲法制度の働き ー憲法で採

るものである。 例(イギリス憲法に基礎を置いている)は、一九七五年の名において行なわれている)。このように、ベルギーの慣 上院の信任を受けなければならないという考え方を支持す であっても (少なくとも財政に関しては) オーストラリア れた(これまで、このような行為は、バードウィン国王の ーストラリアでの総督の宣言、下院から構成される内閣

- 一般的に判断をすることができる。 どのような事件であろうと、中心となる争点との関連で
- 29 ここでまた、アメリカ合衆国のモデルが適用されている。
- 30 See Cullen, op. cit. note (2), 30.
- 入をする権限を連邦の Loans Council に譲り渡した。 この時、州は、深刻な財政危機のさなかにあったが、借
- 明文で権利を規定することを歓迎しているわけではない。 カナダでは、一九八二年の権利章典が常に議論の的とされ (1989) 63 ALJR 717. 参照。英語圏の国々では、 これについては、Street v Queensland Bar Association 的に規定されているわけではない。ハイ・コートは、それ った。このような態度には多少変化の兆しが現われている。 おらず、(州の)議会の主権と切り離したがる傾向が強か らの権利に関してはほとんど満足のいくような対応をして 少ない国の仲間である。オーストラリアの場合は、いくつ か人権に関わりのある条項が憲法の中に存在するが、体系 スラエルは、どのような形にしろ、人権条項を持たない数 オーストラリア、連合王国、ニュージーランドおよびイ 必ずしも

てきた。右翼の側にとっては、この権利章典はその形態おも非民主的であり、エリート主義的であると受けとめられも非民主的であり、エリート主義的であると受けとめられている。これに関しては、例えば、Michael Mandel, The Charter of Rights and the Legalization of Politics in Canada, Wall & Thompson, Toronto, 1989. 参照。オーストラリアでも、右翼側から強い反対がなされている。こストラリアでも、右翼側から強い反対がなされている。こストラリアでも、右翼側から強い反対がなされている。これ・カーで十分であり、明文でこれを規定することはコモン・ローで十分であり、明文でこれを規定することはコモン・ローの伝統に反すると考えているのである。

- 的には有利な面を持っていた。(3) 少し割り引いて考えるとすれば、オーストラリアは気候
- (중) Amalgamated Society of Engineers v Adelaide Steamship Co. Ltd. (1920) 28 CLR 129.
- (55) Cullen, op. cit. note (2), 31.
- (%) South Australia v Commonwealth (1942) 65 CLR 373.
- (%) Cullen, op. cit. note (2), 37-39.
- (38) Ibid.
- (ℜ) See, also, note (31).
- 国とは密接な関係にあった。
  ヨーロッパとかなり親密なつながりがあり、中でも連合王ヨーロッパとかなり親密なつながりがあり、中でも連合王というようなことは夢にも思っていなかったようで、実際、(40) この時期、オーストラリアが結局はアジアの隣人になる
- (4) Tim Colebatch, Australian economy one of the

West's worst: survey, The Melbourne Age, October 1, 1990.

- Robert Taylor, Sweden's climate becomes more austere, The Financial Time, October 22, 1990, 4. もちろん、スウェーデンの経済はオーストラリアの経済的繁栄が既ち込んでいる。これは、オーストラリアの経済的繁栄が既に遠い昔のものとなっており、スウェーデンと比べてかなり悪化した状態にあったからである。
- (4) 余りにもひどい印象を与えるといけないので、少し付け加えておくと、オーストラリアは住むのには良い場所である。素晴らしい気候、健康と教育環境の良さ、安定した政府、豊富な天然の恵みと二〇〇年にわたるヨーロッパ移民の歴史遺産、しかも国内で大きな軍事紛争が一度もないということは素晴らしいことである。そして、かつての豊富な富により築かれた基本財源が存在している。実際に問題な富により築かれた基本財源が存在している。実際に問題な富によりのような事態が生じるかということである。それによってどのような豊かさやチャンスが余り生かさ残念なことは、そのような豊かさやチャンスが余り生かさ残念なことは、そのような豊かさやチャンスが余り生かさ残念なことは、そのような豊かさやチャンスが余り生かさ残念なことは、そのような豊かさやチャンスが余り生かされていないということである。
- (4) 二○○年に及ぶ孤立の悪弊は一度には正せないであろうに思われる。 異文化の取り入れも含めて、少し良い兆しが見えてきたよーストラリアは現在努力しており(困難もともなうが)、 ーストラリアは現在努力しており(困難もともなうが)、

#### (訳者後記)

したものである。 広島大学法学部で行った講演原稿を、同教授の許可を得て翻訳広島大学法学部で行った講演原稿を、同教授の許可を得て翻訳広島大学法学部で行った講演原稿を、同教授の書いていません。

#### (原題)

Australian Federalism -A Triumph of Form over Substance?

#### 〔著者紹介〕

Dr. Richard Cullen

モナッシュ大学(メルボルン)法学部教授

モナッシュ大学比較公共政策研究所所長

LL. B. (Hons) (Melbourne)

D. Jur. (Osgoode Hall, Toronto)